

安全管理・危機管理に関する保育者の専門性

愛知教育大学大学院教育学研究科 発達教育科学専攻 幼児教育領域

田村 佳世

キーワード：安全管理・危機管理，保育者の専門性，職階と経験年数，保護者，M-GTA

第I章 研究の目的と背景

1. 問題の所在と目的

近年、少子化対策により保育の基準が保育制度改革に沿って緩和される動向にあり、保育現場には多大な期待と責任が寄せられている。その一方で、保育中に子どもが命を落とす事故や重大な傷害を負う事故が頻発し、その後の保護者とのトラブルも頻発している。そこで本研究では、大きな事故の背景にある身近な危険に対する保育者の意識に着目し、安全管理・危機管理に関する保育者の専門性を明らかにすることを目的とする。

2. 保育における安全管理・危機管理に関する視点

保育における安全管理・危険管理の先行研究には、管理的危険回避を示した危機管理マニュアル、経営的管理体制を示したリスクマネジメント、法的視点による安全配慮義務などがあり、定義、表記も様々であった。そこで本研究では、保育活動に伴う安全・危険場面を対象に、保育者が行う危険に対する防止策、事故時対応、保護者対応などの事故後対応、そして再発防止対策の一連の対策や対応を安全管理・危機管理と定義、表記する。

3. 安全管理・危機管理に関する保育者の専門性の視点

保育者の専門性に関する先行研究では、保育者の保育観や保育の手立て、また職階や経験年数による意識の変容に着目した研究が見られた。そこで本研究における安全管理・危機管理に関する保育者の専門性の視点は、管理的強化や危険回避ではなく、保育の安心と安全を裏付ける保育者の判断と意識に着目し、安全管理・危機管理に関する保育者の専門性を考える。

第II章 保育活動における保育者の安全・危険意識

—職階と経験年数の違いに着目して—

1. 目的

発達が未熟な子どもたちが活発に活動する集団生活における保育活動では、些細な怪我までを完全に予防することは難しい。そこで本章では、起きてはならない重大な事故の予防として、保育活動に伴う子どもの危険に対して、保育者はどのような安全・危険意識を持っているのかを検討する。特に、職階と経験年数の違いに着目し、保育者の意識をより構造的に捉え、かつその違いを生み出す原因を検討する。

2. 研究方法

対象：愛知県内の公、私立幼稚園、保育所の保育者

調査期間：2014年8月

手続き：各園に質問紙を配布し郵送にて回収(回収率

72.3%)。返送をもって倫理的な同意とした。

調査内容：危機管理マニュアルなどを参考にした「保育中の子どもの怪我等に対する問題意識」として、保育現場で子どもの怪我等に対する共通の悩みや問題意識を問う質問9項目を設定。4件法で回答を求めた。さらに、事故事例を参考にした「保育活動中の危険場面に対する意識」として、保育活動中に起こり得る危険場面の架空事例を21項目設定。4件法で回答及びその理由の自由記述を求めた。

分析方法：回答者535名を、職階(担任・主任・園長)と保育経験年数の組み合わせにより保育者の属性として分類。担任で経験年数0~5年を[初任]、6~15年を[中堅]、16年以上を[熟練]、主任かつ16年以上を[主任]、園長かつ16年以上を[園長]とした。そして、各質問項目における属性間の回答の偏りを探るため χ^2 検定を行い、その後に残差分析を行い、自由記述などから差の特徴を検討した。

3. 結果と考察

3.1. 保育中の子どもの怪我等に対する問題意識

安全・危険判断の悩み、保護者対応の困難さ、危険場面への対応、法的責任への関心の4項目に有意差が認められた(表II-1)。

表II-1 保育中の子どもの怪我等に対する問題意識の差

質問の観点	属性	大変そう 思う	やや思う	あまり思 わない	思わない
安全・危険判 断の悩み	[中堅]	2.2*		2.9**	5.1**
	[主任]				
	[園長]				
保護者対応の 困難さ	[初任]	3.5**		2.3*	-2.8
	[中堅]				
	[園長]				
危険場面への 対応	[初任]	2.8**		3.9**	
	[園長]				
法的責任への 関心	[初任]	4.8**		3.1**	
	[園長]				

数値は調整済み残差 * : $p < .05$ ** : $p < .01$

[中堅]が持つ他の保育者との保育観の違いに対する悩み、[初任]と[園長]の問題解決のための手立ての違い、[園長]が持つ施設長としての社会的責任の意識、[初任][中堅]と[主任][園長]の保護者対応などの実務経験の差、[初任]と[園長]の担任と管理職という立場の差、[初任]と[園長]の訴訟事例などの社会問題への関心の差が判断に影響を及ぼしていると考えられる。

3.2. 保育活動に伴う危険に対する意識

戸外活動、調理活動、固定遊具での活動、生活活動、飼育活動に伴う危険場面の5項目において有意差が認められた。(表II-2)

表II-2 保育活動に伴う安全・危険に対する意識の差

活動場面の観点	属性	大変危険	危険	やや危険	危険は少ない
戸外活動	[初任]		2.3*		
	[熟練]	2.2*			
	[園長]	2.2*			2.5*
調理活動	[熟練]				3.2**
固定遊具での活動	[初任]		2.4*		
	[主任]		2.2*		
	[園長]				2.8**
生活活動	[初任]				2.8**
	[主任]		2.5*		
飼育活動	[初任]				3.7**
	[熟練]		2.0*		
	[主任]		2.7*		

数値は調整済み残差 * : p < .05, ** : p < .01

戸外活動に伴う安全・危険の判断の差は、[初任]と[熟練][園長]に自然体験や知識量によって判断に違いが生じた。しかし、[園長]の二極化した判断では、個人の危険に遭遇しなかった経験や自然体験をねらいとする保育観が判断に影響を及ぼしていることが示唆された。園の方針を決定する園長個人の価値観にのみ依拠する判断は、組織として危険を回避できなくなる可能性が危惧される。

調理活動に伴う安全・危険の判断の差は、[熟練]の保育技能への自信によって判断に違いが生じた。しかし、[熟練]の保育技能をもってしても、すべての危険の回避は不可能であり、むしろ保育技能への自信が過ぎることによって、油断による危険が危惧される。

固定遊具での活動に伴う安全・危険の判断では、[初任]は、子どもが引き起こす不慮の危険に意識が注がれるのに対して、[主任][園長]は危険を回避するための指導やルールを徹底することに認識を持つことが示され、保育技能の差によって判断に違いが生じた。ただし、遊び方を限定もしくは禁止しているという記述も多く見られ、子どもに起こり得る危険要因を直ちに排除する判断と対策は今後の課題と考える。

生活活動に伴う安全・危険の判断では、[初任]は正しい指導によって安全と判断する傾向が示唆され、[主任]は、危険が発生する事を前提とし、危険の可能性を認識しているか否かの保育者の意識差が、対応の仕方の違いを生んでいる。

飼育活動に伴う安全・危険の判断では[初任]は、危険の理由がわからないという知識及び経験の不足と、園で禁止されているからというルールを根拠に判断し、[熟練][主任]は飼育に関する知識に基づく衛生面での危険が指摘されており、自然に関する安全性と具体的な知識と経験差が判断の違いになっていると考える。

4. 職階と経験年数の違いによる安全・危険意識の特徴

[初任]は、保育の手立てが少なく管理的な指導によって安全を認識している。[中堅]は、他の保育者との保育観の違いにより判断においても悩みが多い。[熟練]は知識の保育技能に判断の根拠を持つが、自信が過言となると、危険を見落とす可能性もある。[主任]は、豊かな

保育技能と知識に裏付けられた方策が講じられ、判断の根拠も明確である。[園長]は、施設長としてマニュアルなどに基づく管理的判断と個人の保育観による判断がある。そのため、[園長]のみの判断に依拠する管理体制に潜む危険性があることが、安全・危険意識に関するところちようとして考察された。

第三章 保育活動における保育者と保護者の安全・危険に対する判断の相違

1. 問題の所在と目的

保育現場での子どもの事故は、訴訟問題に発展する事例や、保護者への事故報告や対応の重要性を示した社会動向があり、喫緊の課題となっている。そこで本章では、安全管理・危機管理に関する保育者の専門性として、保育者と保護者の保育活動に伴う安全・危険に対する判断と根拠の相違を検討することを目的とする。

2. 研究の方法

対象：愛知県内の公、私立の幼稚園、保育所に勤務する保育者及び、公立幼稚園・保育所に通園する子の保護者
調査期間：2014年8月（保育者）2015年7月（保護者）
手続き：各園に質問紙を配布し回収。返送をもって倫理的な同意とした。

調査内容：第II章の「保育活動中の危険場面に対する意識」と同様の調査内容で、戸外活動、室内活動、自由活動、固定遊具での活動、栽培活動、調理活動、飼育活動、生活活動に伴う危険場面として架空事例を21項目設定。4件法で回答及びその理由の自由記述を求めた。

分析方法：保育者（115園535名回収 園ベース回収率72.3%）と保護者（398名回収 回収率78.8%）の回答の偏りを探るため、 χ^2 検定及び残差分析を行った。（保育者の回答は第II章の結果を用いる）さらに回答の偏りの根拠を探るため、自由記述から着目すべき語句をカテゴリーに分類し根拠の違いを検討した。

3. 結果と考察

3.1. 保育者と保護者の安全・危険の判断

χ^2 検定の結果、保育者と保護者の判断は、保育活動における安全・危険に対する質問21項目すべてにおいて有意差が認められた。その結果、自由遊びにおける子どもの自主的な活動では、保護者が保育者よりも危険性をより高く判断し、その他の活動においては、保育者は保護者よりも危険性をより高く判断していることが明らかとなった（表III-1参照）。

表III-1 保育活動に伴う安全・危険の判断の差（一例）

質問事例：滑り台の滑る側から登って遊んでいる

	χ^2 値	76.319a	自由度	3	p<.001			
					大変危険	危険	やや危険	危険は少ない
保育者	度数		230	191	96	14		
	%		43.3%	36.0%	18.1%	2.6%		
	調整済み残差		▲6.9	0.5	-5.4	-4.9		
保護者	度数		85	136	132	41		
	%		21.6%	34.5%	33.5%	10.4%		
	調整済み残差		-6.9	-0.5	▲5.4	▲4.9		

調整済み残差 1.96 以上：▲

3. 2. 保育者と保護者の安全・危険判断と根拠の違い

有意差の認められた判断の理由をカテゴリー別に分類し、保育者と保護者の判断の根拠の相違を比較検討した。

その結果、一つ目の根拠の違いとして、保育者は保育活動に伴う危険を「大怪我につながる」という怪我の程度、「スリルを求めてやり過ぎる」という好奇心等による子どもの特性、また、遊具の構造や素材にみる物的環境等を理由として挙げ、危険を常に想定した根拠が見られた。一方保護者の判断の理由は、「かくれんぼにはいい場所」という施設の安全性や保育者の存在、配慮等を理由として挙げ、安全が常に確保されている想定による根拠が見られた。さらに自主的な活動で保育者より保護者の方がより危険と判断した理由も「先生が把握してほしい」という保育者の存在の有無によって判断している。よって、保育者と保護者の安全・危険判断の差の根拠は、保育活動における安全・危険の視点の違いによって生じている事が明らかとなった。

二つ目の根拠の違いとして保育者は、「骨折をした子がいる」という園で起きた事故事例の事実を理由とすることや、「小さい子が真似をする」等の集団生活での子どもの様子、保育者の経験差による力量の違い等、日々の保育から得られる具体的な情報を根拠に判断している。一方保護者は、自分の子ども時代の楽しかった経験や「いつも家でお手伝いとしてやっている」という家庭生活での子どもの姿を根拠に判断している。よって保育者と保護者の安全・危険判断の差の根拠は、保育活動における情報源の違いによって生じている事が明らかとなった。

さらに、保育者は危険予測と同時に危険回避の意識がある事が特徴として現れた。例えば、大人がいない場合でも子どもが自分で判断できるように安全教育を行ったり、危険性がより高いと判断される活動では、園のルールによって「禁止する」という手段で、子どもの安全を優先したりする。一方、保護者の判断の根拠として特徴的だったのは、身体的な怪我の危険よりも「そんな事したら行儀が悪い」という社会的規範や「いじめにならないか心配」という子ども同士の間関係に不安を抱いていること、また、「痛い思いもいい経験になる」等の子どもの成長のためには多少の危険や怪我を容認する認識が明らかとな

った。

以上を踏まえて、安全管理・危機管理に関する保育者の専門性には、保護者との危険意識や情報の共有化、認識の違いを考慮した相互理解が必要だと考える。

第四章 保育者の安全管理・危機管理に対するコミットメントを促す要因

1. 問題の所在と目的

保育者にとって、子どもを危険な目に遭わせてしまうということは、多大な代償が求められる困難な課題と考えられる。そこで本章ではスポーツ振興センターの災害給付制度を利用した“子どもの危険”を経験した保育者の省察を基に、安全管理・危機管理に対する保育者の積極的な改善意識(コミットメント)を促す要因に着目し、意識の構築プロセスを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

対象：調査対象者は、インタビュー時に5年以上の保育経験を有する保育者。対象とする事例は担任する子どもが保育中に怪我等をしてスポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用した事例。

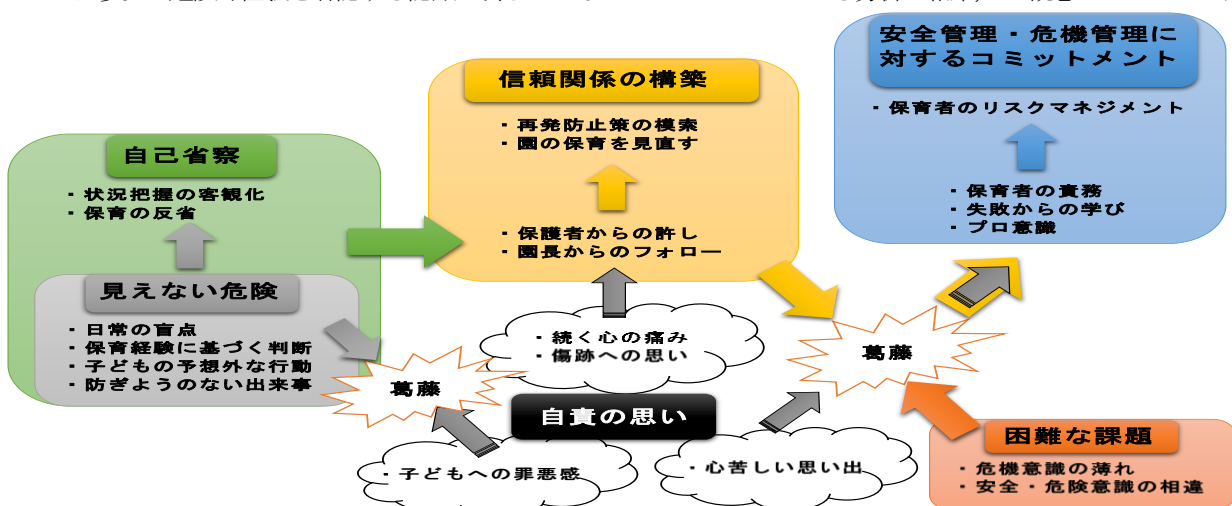
調査期間：2015年7月～8月

データ収集方法：同意の得られた5名の保育者に対してインタビューガイドに沿って1対1の半構造化面接法を用いて面接調査を行った。分析対象となる事例は8事例であった。面接調査の総時間数は3時間52分(1事例：最長52分、最短28分)、逐語録は49,386文字であった。分析方法：面接によって得られたデータは修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (Modified-Grounded Theory Approach : M-GTA) を用いて分析した。

分析手順：逐語化したデータをテキストで切片化せず、文脈の中から気になる箇所を分析ワークシートに立ち上げ、定義及び概念名を定めた。事例8の分析の時点で新たな概念の生成が認められなくなったため、理論的飽和に達したと判断した。そして、複数の概念の関係からなるカテゴリーを生成し、概念及びカテゴリー間の関係について関係図を示し、その概要をまとめた。

3. 結果と考察

M-GTAによる分析の結果、20概念と6のカテゴリー



図IV-1 安全管理・危機管理に対するコミットメントを促す要因の関係図

が抽出された。(図IV-1)

保育者は、“子どもの危険”に対して初めはく見えない危険>として十分に危険の原因を認識していなかったが、<自責の思い>として『子どもへの罪悪感』から自分の保育を振り返り<自己省察>を行う。そして、『園長からのフォロー』、『保護者の許し』によって、<自責の思い>として心に重く残っていた『続く心の痛み』や『傷跡への思い』から、組織の一員として<信頼関係の構築>へ気持ちを切り替えていく。しかし、その過程で<困難な課題>と葛藤が生じるが、『心苦しい思い出』により、『プロ意識』、『失敗からの学び』、『保育者の責務』によって『保育者のリスクマネジメント』として<安全管理・危機管理に対するコミットメント>へ気持ちが強く促されていく。

4. まとめ

本章で明らかとなった安全管理・危機管理に対するコミットメントを促す要因とそのプロセスから、実践的課題を挙げる。まず一つ目は、保育者自身が冷静に保育を見つめ直す機会を得ることである。保育者は<自己省察>によって問題と向き合うことで、責任に裏付けられた判断や認識ができると考えられる。安全管理・危機管理における<自己省察>は、事故状況の把握や原因追及という目的だけでなく<信頼関係の構築>へ気持ちを切り替えていく意味も大きいと考える。

二つ目は、子どもの重大な危険に直面した保育者に対するメンタルサポートである。“子どもの危険”に直面した保育者は<自責の思い>として自己効力感が減少する。そのため、保育者離職などにつながる重大な出来事と捉え、第三者からの確実なフォローが重要であると考えられる。

そして三つ目は、組織の協働的取り組みの存在である。本章においても、危険の原因は、子どもや保育者個人の能力によるものだけではなく、組織に潜む問題でもあった。そのため、園全体で問題に関り、相互の助け合いをすることで、保育者一人の能力の限界を超えて、組織で保育の質を向上させる働きかけが重要であると考えられる。

第V章 総合考察

1. 安全管理・危機管理に関する保育者の専門性とは

本研究第I章から第IV章の結果より、安全管理・危機管理に関する保育者の専門性を考察する。

まず、一つ目として、「安全管理・危機管理に関する意識の差を埋め合う保育集団を形成する力」が求められると考える。

本研究第II章での保育者の職階と経験年数の違いによる保育活動に伴う危険に対する問題意識や、安全・危険判断の意識差は、危険が生じなかった経験の蓄積によって生じることが考察された。また第IV章で抽出された『保育経験に基づく判断』という概念は、「自らの保育経験のみを頼りにした判断」をも含んでおり、それが、第II章で考察された熟練保育者に内在する「自らの保育への自信が過信や怠慢となる」傾向につながることも考察された。これらのことから、安全管理・危機管理に関しての

保育者間の意識差に、「経験していないという経験」が影響している特徴が考察され、その解消には、他の専門性とは異なった方策が求められることが考えられる。それには、職階や経験年数に関係なく意見交換を行えるような同僚的な関係に基づく相互理解によってこそ醸成されると考えられた。

さらに、安全管理・危機管理における保育者の専門性の2つ目として、「責任の所在への意識を裏付ける安全と安心の実践」が求められると考える。本研究第III章において、保護者は、保育者よりも保育活動中の安全・危険に対して危険を低く評価し、子どもの成長や興味関心において多少の怪我は容認する特徴が窺えた。しかし、第II章の安全管理・危機管理に関する問題意識において、保護者対応の実務を多く経験する[園長]や[主任]は、子どもの怪我等に関する保護者対応に困難さを感じている。つまり、何事もない場合は、日々の関係の積み重ねによって保護者との信頼関係を深めることができるが、事故場面ではそれまでの保護者との関係の在り方とは異なることを保育者は自覚し、保護者が納得できる説明をすることが求められる。また、保護者が納得できる対応の一例として、本研究の第IV章で抽出された『保護者の許し』の概念では、事故原因と再発防止の方法を伝えることによって保護者から咎めのない許しが得られることが示された。つまり、「責任をとる」ということが、咎めを受けるという意識であってはならないのである。そして、そのような専門性を得るためには、第IV章で示した安全管理・危機管理へのコミットメントを促すプロセスに見られるような、ひとつひとつの対応を再現するケースメソッドによって概念の組み立てが有効だと考える。危機的な状況は自分にも起こり得ることとして話し合い、保育者が保育者や園としての責任の在り方を認識し、責任の所在への意識を裏付けることにより、安全と安心の実践が組み立てられることが期待できるのではないかと考える。

2. 今後の課題

本研究では、変革する保育制度と多様化する保育ニーズという保育現場が抱える課題の中で、子どもが犠牲となる保育の危険を取り上げ、保育活動を視点とした保育の安全管理・危機管理を保育者の意識に着目をしてその専門性を検証した。本研究では、特に保育者集団が担う専門性を中心に考察したが、保育者の専門性として、保育内容としての子どもへの安全教育を忘れることはできない。子どもを危険から守ることとは、リスクを回避することだけなのかということが今後の課題である。本研究では、保育内容としての安全教育を具体化するには至っていないが、それを考える方向性を得ることはできたと考える。保育の安全管理・危機管理の意義が園運営のリスク回避ではなく、子ども一人一人の安全を保障するものであると同時に、保護者と保育者にとっても安全と安心な保育であるように研究を続け、実践に繋げていきたいと考える。